

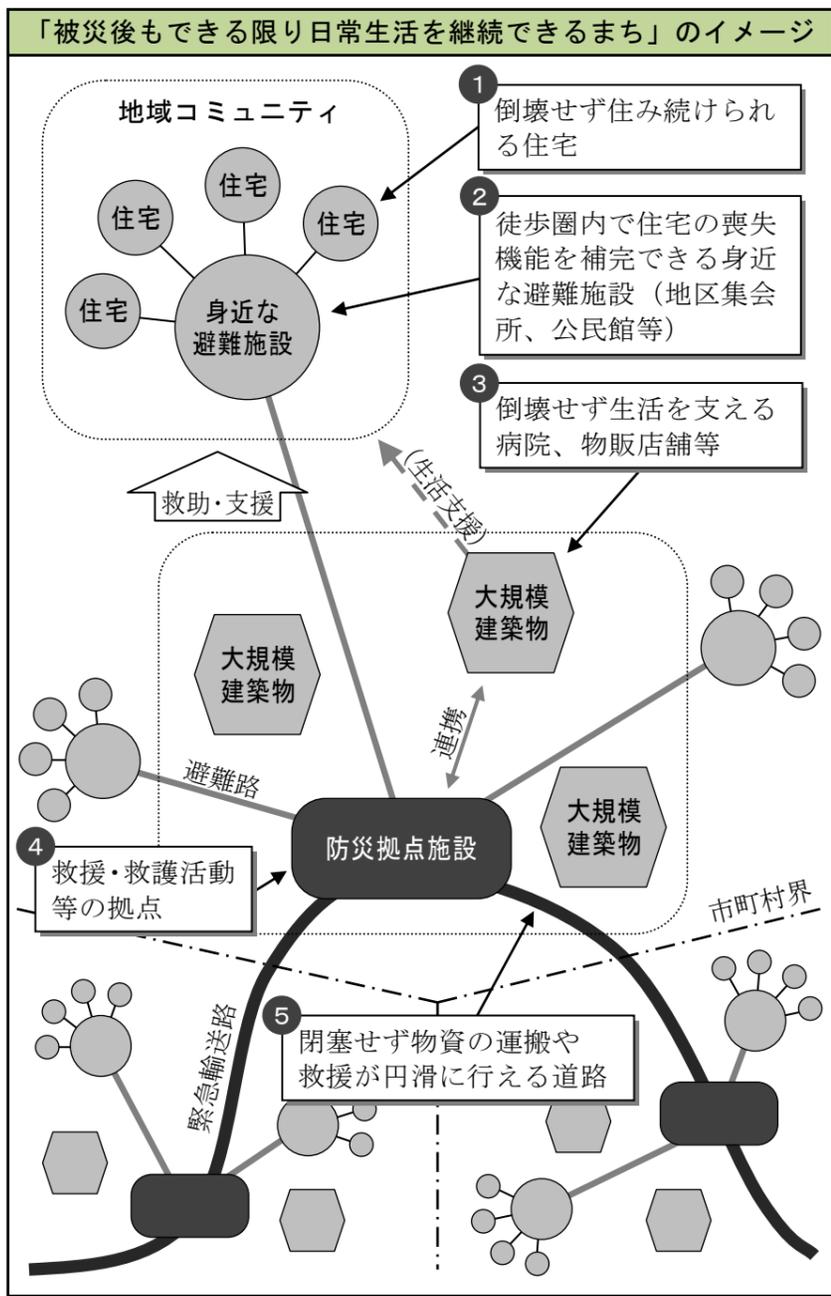
被災後もできる限り日常の生活を継続できるまちを目指して — 住宅・建築物の耐震化促進ワーキンググループ 第2回中間報告 —

**これまでの経過**

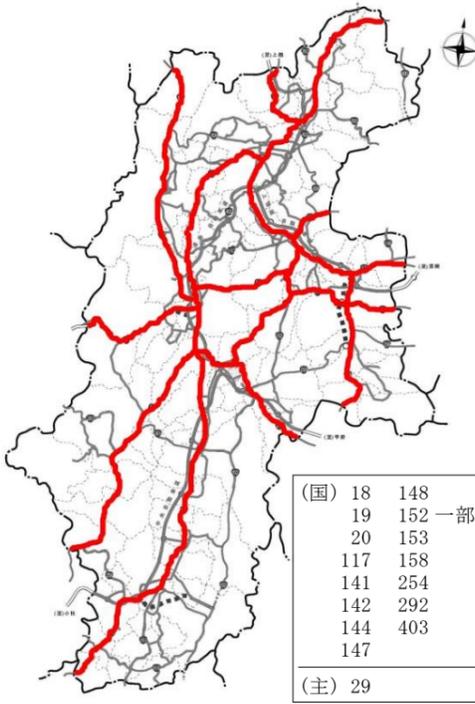
- ◆ 第6回協議の場〔H25.11.12〕提案・意見交換
- ◆ 第7回協議の場〔H26.5.12〕第1回中間報告
- ◇ ワーキンググループ〔会議4回〕協議・意見交換

**現状と課題** 住宅・建築物の耐震化が不十分、一層の取組が必要

**検討事項** 地震発生後も自らの住まいや職場などで、できる限り日常生活に近い生活を継続できるよう、住宅・建築物が地震に備えて確保すべき事項を整理・検討



検討状況 (補助制度は、国の交付金を上限まで活用し、地方負担分を県と市町村で1/2ずつ負担する枠組みを基本とする。)			
	直面している主な課題	対応の方向性	具体的な取組方針【下線部は優先して協調制度化を検討】
1	住宅 ■大きな住宅や後継者がいない住宅が多く、補強工事の負担感が大きい。 ⇒住宅全体の補強を促す従来の補助制度だけでは限界がある。 ■古民家は、地域の原風景の重要な要素。 ⇒外観を活かした耐震工法が普及していない。	○補助制度の再構築。 ○多様な耐震化手法の提示、普及啓発。	・耐震化のための建替えも助成対象に追加。(老朽住宅の放置を防ぎ、空き家対策としても有効。) ・伝統構法等の比較的高額な耐震補強設計に助成。 ・部分的な補強や耐震シェルター等、費用負担を軽減しながら、少なくとも生命は守る手法の検討。 ・耐震以外の支援制度(一般リフォーム等)と組み合わせるなど、使い勝手の向上と費用負担の低減。
2	身近な避難施設 ■地域防災計画で避難所に指定されていない地区集会所や公民館等でも、地域によっては実質的な避難所として期待が大きい。 ⇒地域の自治会等が所有する場合が多く、対応が遅れている。	○耐震化を徹底し、被災時の住宅の代替機能を確保。	・診断費用・改修費用の助成対象を、指定避難所以外の避難施設にも拡大し、耐震化を促進。
3	大規模建築物 ■最優先に対応が必要な特に大規模な建築物は、法改正*により耐震診断が義務化され、結果が公表されることとなった。 ⇒事業活動や観光面への影響の低減が必要。	○法定期限(H27年12月末)までの診断完了の徹底。 ○自助努力と公的支援により改修を推進。	・診断費の助成を継続するとともに、改修費用の助成制度を整備。 ・診断結果公表方法等について、近隣自治体間で調整。 ・相談・支援体制の充実。
4	防災拠点施設 ■官公庁施設、病院、避難所等について、耐震診断を義務付けできるよう法改正*された。 ⇒指定する施設の選定と支援策の検討が必要。  (備考) ・県の耐震改修促進計画でのみ指定可	○公共施設、拠点病院等の対象建築物は計画的に耐震化が進められており、現時点では指定(義務化)は不要。	・県耐震改修促進計画の見直し ⇒県地域防災計画に定める第一次緊急輸送路(1,543.5km)のうち、県全体の骨格となる路線(869.5km)の建築物が集中する区間を、県が義務化対象の避難路に指定。
5	避難路(緊急輸送路) ■沿道建築物の耐震診断を義務付けできるよう法改正*された。 ⇒指定する道路の選定と支援策の検討が必要。  (備考) ・県及び市町村の耐震改修促進計画で指定可	○県が指定すべき幹線の選定を踏まえ、必要に応じて市町村が枝線を指定。 ○自助努力と公的支援により改修を推進。	・市町村耐震改修促進計画の見直し ・診断費用・改修費用の助成制度の整備。



\*「建築物の耐震改修の促進に関する法律」改正(H25.11.25施行)

**今後の予定**

- ・県と市町村による協調補助制度の枠組みの整理
- ・取組の具体化に向けた検討

とりまとめ → 第9回協議の場(H27春)で検討結果の報告